

恩納村空家活用事業補助金



よくある質問 Q & A



Q1. どのような物件を空家といいますか。	A1. 空家は人が住まなくなって、1年以上経過している建物です。
Q2. 申請者は空家の所有者または借受人どちらですか。	A2. 両方可。
Q3. 恩納村に住んでいませんが、実家が恩納村にあり、空家となっています。子どもが住むために改修しようと考えていますが、補助の対象となりますか。	A3. 対象となります。 ただし、改修した空家に5年以上継続して住むことが条件となります。
Q4. 恩納村の空家を購入しました。賃貸に出そうと考えていますが、改修が必要です。この場合は、補助の対象となりますか。	A4. 対象となります。 空家は居住する者がいないことが常態であって、1年以上経過している建物で、住宅として5年以上継続して賃貸する場合は補助を受けることができます。
Q5. 空家を住宅兼店舗として、改修する計画をしています。補助の対象となりますか。	A5. 対象となりません。別荘、民泊、店舗、店舗兼住宅、購入予定の建売住宅、不動産業を営む者、又は同等と認められる者が所有する物件は、補助対象外となります。
Q6. 補助金の申請前に、改修工事を行った場合は補助の対象となりますか。	A6. 対象となりません。工事を行う前に申請が必要となります。改修工事の計画がありましたら、ご相談ください。

Q7. 一度この補助金を受けて改修しました。再度補助を受けることはできますか	A7. 再度補助を受けることはできません。 過去に補助金の交付を受けていない物件が対象となります。
Q8. 国などの補助事業を使って、バリアフリー対応と合わせて改修を行う計画です。補助対象となりますか。	A8. 他の補助事業の対象となっている場合、その対象となる部分は、この補助金を活用することはできません。バリアフリーの補助金等の範囲外で、かつ生活に必要な居住部分の改修は適用できる可能性もございますので、ご相談ください。
Q9. 申請に期限はありますか。	A9. 申請はその年の12月を目安としています。 工事の内容にもよりますので、ご相談ください。
Q10. 改修工事はいつまでに終わらなければいけませんか。	A10. 工事の完了は申請した年度の2月末までとなっています。
Q11. 補助金の上限はいくらですか。	A11. 補助対象工事費(対象経費)に50%を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)とし、上限は200万円となっています。
Q12. 空家を借りたので室内を改修したいと考えています。申請はできますか。	A12. 住宅として使用するのであれば補助金の申請ができます(ただし、最初の賃貸借契約を締結した日から1年を経過していないこと)。建物所有者の承諾書を添付して申請してください。ただし、同一の建物所有者で以前この補助金で改修を行っていた場合は、対象外となります。

Q13. 工事業者は、恩納村建設業者会の 会員でなければなりませんか。	A13. 恩納村建設業者会の会員もしくは、 恩納村入札参加資格名簿に登録の ある村内事業者となります。 (村内事業者とは、本社が村内にあ る建設業者及び営業所)
Q14. 空家を賃貸住宅にするために改修 しましたが、借り手が見つかりませ ん。補助金の返還対象になります か。	A14. 補助金の返還の可能性もあります。 改修後、概ね1年以内の入居を想定 しておりますので、ご相談ください。
Q15. 二階建て住宅の空家を所有してお り、これを2世帯住宅に改修したい と考えていますが、この補助金は活 用できますか。	A15. 二世帯住宅であって、内部が完全に 分離されている物件もしくは、分離し、 改修した部分を別々の世帯の居住 として活用する場合は対象となりま す。ただし、補助金は一物件(建物) につき1回となります。
Q16. 法人が所有する物件は対象となり ますか。	A16. 対象にはなりません。法人が所有す る物件及び法人から借用する個人 からの申請も対象外です。
Q17. 5年間の居住について確認方法を 教えてください。	A17. 工事完了後、住民票で入居を確認 しますので、転居手続きが完了した ら住民票を提出してください。 随時、住民基本台帳システムにて居 住の状況を確認いたします。

お気軽にご相談ください。

恩納村役場 定住促進室 定住促進係
【TEL:098-966-1201】